

第5回公立大学法人設立準備委員会

日時 令和7年5月1日（木）13:30～

場所 オンライン開催（県庁 502 会議室）

次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協 議

（1）公立大学法人設立準備委員会規約の一部改正

（2）定款（素案）

（3）土地・建物の出資（出資時期及び対象財産）

（4）独自奨学制度

（5）機能強化のあり方

（6）その他

4 閉 会

第5回公立大学法人設立準備委員会

【出席者名簿】

役職名	氏名	備考
山形県副知事	高橋 徹	
山形県総務部長	小中 章雄	
山形県庄内総合支庁長	荒木 泰子	
鶴岡市長	皆川 治	
酒田市長	矢口 明子	
三川町長	阿部 誠	
庄内町長	富樫 透	
遊佐町長	松永 裕美	
学校法人東北公益文科大学理事	上野 隆一	
東北公益文科大学学長	神田 直弥	
庄内広域行政組合事務局長	村岡 修	オブザーバー

公立大学法人設立準備委員会規約の一部改正

1 改正趣旨

公立大学法人設立準備委員会（以下「委員会」という。）の構成員に、庄内広域行政組合理事長を加えるもの。

2 改正理由

東北公益文科大学の公立化に向けた事務を行っていくため、庄内広域行政組合の共同処理する事務に「地方独立行政法人法に基づく公立大学法人の設立及び同法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する事務」を追加する同組合規約の変更の手続きが進められてきた。

当該手続きについて、令和7年4月10日付けで知事により許可され、庄内広域行政組合規約が変更されたことから、庄内広域行政組合理事長を委員会の構成員とするため、委員会規約を変更するもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

以上

公立大学法人設立準備委員会規約 新旧対照表

改正前	改正後																							
公立大学法人設立準備委員会規約	公立大学法人設立準備委員会規約																							
第1条～第8条 一略一	第1条～第8条 一略一																							
別表1	別表1																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 645 667 712">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 712 667 862">山形県副知事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 862 667 929">鶴岡市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 929 667 996">酒田市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 996 667 1064">三川町長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1064 667 1131">庄内町長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1131 667 1198">遊佐町長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1198 667 1265">山形県総務部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1265 667 1332">山形県庄内総合支庁長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1332 667 1400">学校法人東北公益文科大学理事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1400 667 1509">東北公益文科大学学長</td> </tr> </tbody> </table>	職名	山形県副知事	鶴岡市長	酒田市長	三川町長	庄内町長	遊佐町長	山形県総務部長	山形県庄内総合支庁長	学校法人東北公益文科大学理事	東北公益文科大学学長	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="817 645 1268 712">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="817 712 1268 779">山形県副知事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 779 1268 862"><u>庄内広域行政組合理事長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 862 1268 929">鶴岡市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 929 1268 996">酒田市長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 996 1268 1064">三川町長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1064 1268 1131">庄内町長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1131 1268 1198">遊佐町長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1198 1268 1265">山形県総務部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1265 1268 1332">山形県庄内総合支庁長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1332 1268 1400">学校法人東北公益文科大学理事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1400 1268 1509">東北公益文科大学学長</td> </tr> </tbody> </table>	職名	山形県副知事	<u>庄内広域行政組合理事長</u>	鶴岡市長	酒田市長	三川町長	庄内町長	遊佐町長	山形県総務部長	山形県庄内総合支庁長	学校法人東北公益文科大学理事	東北公益文科大学学長
職名																								
山形県副知事																								
鶴岡市長																								
酒田市長																								
三川町長																								
庄内町長																								
遊佐町長																								
山形県総務部長																								
山形県庄内総合支庁長																								
学校法人東北公益文科大学理事																								
東北公益文科大学学長																								
職名																								
山形県副知事																								
<u>庄内広域行政組合理事長</u>																								
鶴岡市長																								
酒田市長																								
三川町長																								
庄内町長																								
遊佐町長																								
山形県総務部長																								
山形県庄内総合支庁長																								
学校法人東北公益文科大学理事																								
東北公益文科大学学長																								

公立大学法人設立準備委員会規約（改正後案）

（設 置）

第1条 山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町及び学校法人東北公益文科大学（以下「学校法人」という。）による東北公益文科大学の公立化及び機能強化に関する基本合意に基づき、新たに公立大学法人を設立し、東北公益文科大学（以下「大学」という。）の設置者を学校法人から当該公立大学法人に変更するため、必要な事項を審議する機関として「公立大学法人設立準備委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公立大学法人の組織運営に関すること
- (2) 公立大学法人の目標、計画及び評価に関すること
- (3) 公立大学法人の財務会計に関すること
- (4) 公立大学法人の人事・給与に関すること
- (5) 大学の機能強化に関すること
- (6) その他必要な事項に関すること

（組 織）

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、山形県副知事をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会 議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

（専門部会）

第5条 第2条に定める事項について、具体的な検討を行うため、委員会に別表2に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、委員会から指示された事項について、具体的な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 専門部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経 費)

第6条 委員会の事業に関する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を山形県総務部高等教育政策・学事文書課東北公益文科大学公立化準備室内に置く。

2 事務局長は、山形県総務部高等教育政策・学事文書課東北公益文科大学公立化準備室長をもって充てる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年10月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。

別表1

職 名
山形県副知事
庄内広域行政組合理事長
鶴岡市長
酒田市長
三川町長
庄内町長
遊佐町長
山形県総務部長
山形県庄内総合支庁長
学校法人東北公益文科大学理事
東北公益文科大学学長

別表 2

専門部会名	所管業務
組織運営専門部会	公立大学法人の組織運営に関する具体的な検討
目標評価専門部会	公立大学法人の目標、計画及び評価に関する具体的な検討
財務会計専門部会	公立大学法人の財務会計に関する具体的な検討
人事・給与専門部会	公立大学法人の人事・給与に関する具体的な検討
機能強化専門部会	大学の機能強化に関する具体的な検討

定款（素案）

1 定款について

(1) 定款の概要

定款は、地方独立行政法人法に基づき、法人の基本的な事項を定めるものであり、これまでの協議を踏まえ、以下の構成としている。

章及び節	内容
第1章 総則	目的
	名称
	大学の設置
	設立団体
	事務所の所在地
	法人の種別
	公告の方法
第2章 役員等 第1節 役員及び職員	役員
	役員職務及び権限
	理事長の任命
	学長の任命 理事及び監事の任命
	役員任期
	職員任命等
第2節 理事会	設置及び構成
	招集
	議事
	審議事項
第3章 審議機関	設置及び構成
	招集

第1節 経営審議会	議事
	審議事項
第2節 教育研究審議会	設置及び構成
	招集
	議事
	審議事項
第4章 業務の範囲及びその執行	業務の範囲
	業務方法書
第5章 資本金等	資本金
	解散に伴う残余財産の帰属
第6章 委任	委任
附則	施行期日
	最初の学長の任命に関する特例
別表	出資財産に関する表

(2) 定款（素案）

資料2-2のとおり

以上

公立大学法人東北公益文科大学定款（素案）

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
 - 第2章 役員等
 - 第1節 役員及び職員（第8条－第14条）
 - 第2節 理事会（第15条－第18条）
 - 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第19条－第22条）
 - 第2節 教育研究審議会（第23条－第26条）
 - 第4章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）
 - 第5章 資本金等（第29条・第30条）
 - 第6章 委任（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、豊かな教養並びに公益の研究及び実践に基づく専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応える人材を育成するとともに、地域と共にある大学として、教育及び研究の成果を広く社会に還元することにより、地域社会の課題解決と発展に貢献し、ひいては国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、東北公益文科大学（以下「大学」という。）を山形県に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、山形県及び庄内広域行政組合とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を山形県酒田市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。ただし、天災その他のやむを得ない事情によりインターネットを利用して閲覧に供することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその方法に代えることができる。

第2章 役員等

第1節 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長が協議の上、任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長の選考を行うため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。

(1) 第19条第2項第3号及び第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第23条第2項第2号から第8号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

6 委員の総数のうち2分の1以上は、法人の役員（最初の任命の際法人の役員又は職員でなかった者を除く。）又は職員以外の者とする。

7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、法人の役員又は職員以外の者が2人以上含まれる

ようにしなければならない。

3 監事は、山形県知事及び庄内広域行政組合理事長が協議の上、任命する。

(役員任期)

第13条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、2年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 補欠の役員(副理事長を除く。)の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、当該理事は、その再任の際法人の役員又は職員以外の者とみなす。

(職員任命等)

第14条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第15条 法人に、法人の運営に関する重要事項を審議する機関として、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面により理事会の開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、議長を除く出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(審議事項)

第18条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に対して述べる意見に関する事項

(2) 法の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可又は承認を受けなけれ

ばならない事項

- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は改廃に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項
- (7) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事又は職員
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第3号に掲げる委員（法人の職員である者を除く。）のうち理事としての最初の任命の際法人の役員又は職員でなかった者の数と同項第4号に掲げる委員の数との合計は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、役員の任期又は職員としてその職にある期間とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により経営審議会の開催の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第21条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 経営審議会の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

- (2) 法の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は改廃に関する事項
- (5) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第23条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長を置くときは、副学長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 教育研究上の重要な組織の長のうち学長が指名する者
- (7) 学長が指名する職員
- (8) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長が任命する者

3 前項第8号に掲げる委員の数は、2人以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第7号までに掲げる委員の任期は、役員の任期又は職員としてその職にある期間とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

（招集）

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により教育研究審議会の開催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

（議事）

第25条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての山形県知事及び庄内広域行政組合理事長に対して述べる意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法の規定により山形県知事及び庄内広域行政組合理事長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事及び評価に関する事項(定数その他の法人の経営に関する部分を除く。)
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域に開かれた大学として、生涯学習の充実及び公益活動の推進に資する公開講座の開設その他の学生以外の者に対する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会に貢献すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第28条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金は、別表第1及び別表第2に掲げる資産を山形県及び庄内広域行政組合が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日現在における時

価を基準として山形県及び庄内広域行政組合が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第 30 条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を山形県及び庄内広域行政組合に帰属させる。

2 前項に規定する残余財産の分割については、山形県及び庄内広域行政組合が双方協議の上、決定する。

第 6 章 委任

(委任)

第 31 条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長の任命に関する特例)

2 大学の設置後最初の学長の任命は、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。この場合において、第 11 条第 4 項の規定の適用については、「前項」とあるのは、「附則第 2 項」とする。

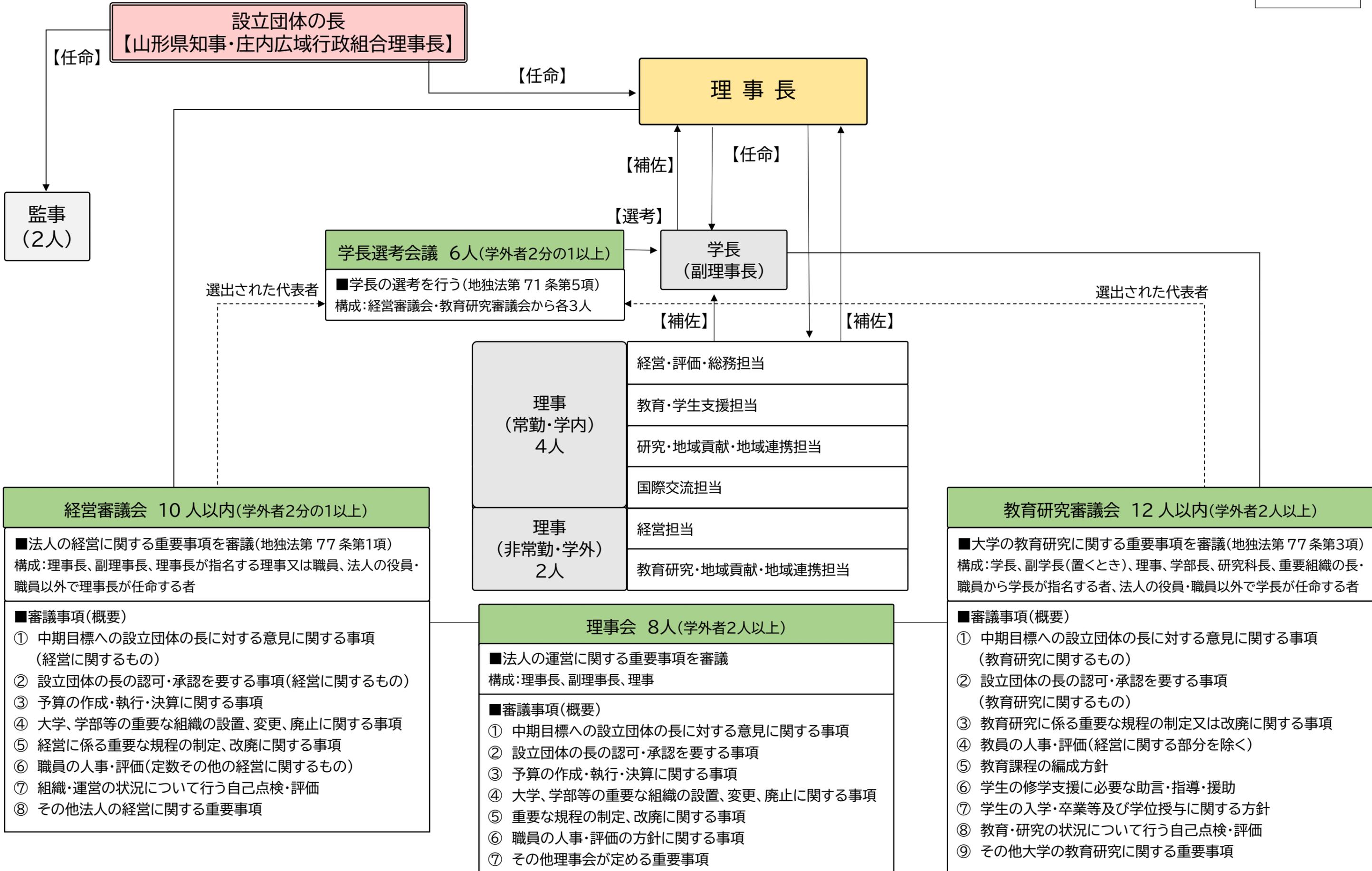
3 前項の規定により任命された最初の学長の任期は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、法人の設立の日から 2 年とする。

別表第 1 (第 29 条関係)

資産の 種 別	所 在 地 番	地 目	面 積 (平方メートル)

別表第 2 (第 29 条関係)

資産の 種 別	施設名称	所 在	構 造	延床面積 (平方メートル)



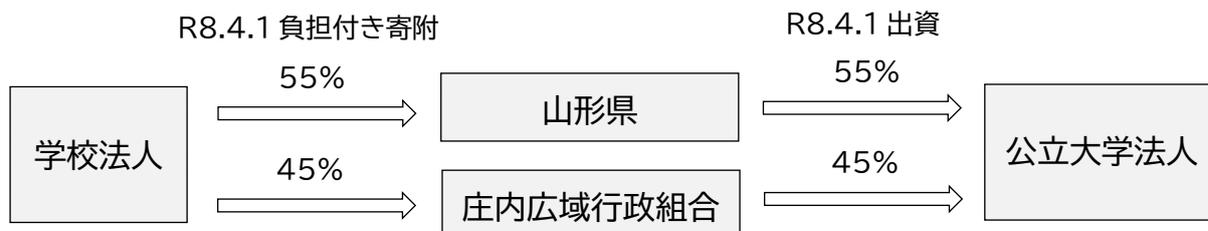
土地・建物の出資（出資時期及び対象財産）

1 出資時期及び対象財産

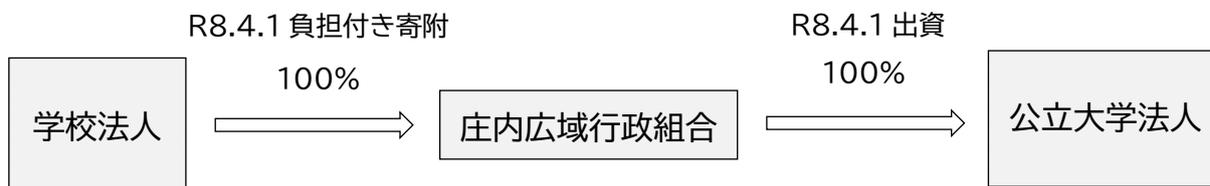
出資時期Ⅰ 令和8年4月1日出資する財産

<土地>

【酒田キャンパス及び鶴岡キャンパス以外(教職員住宅)】

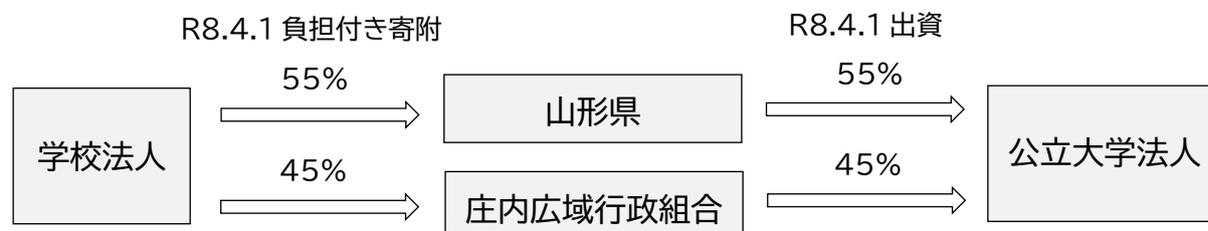


【酒田キャンパス及び鶴岡キャンパス】



<建物>

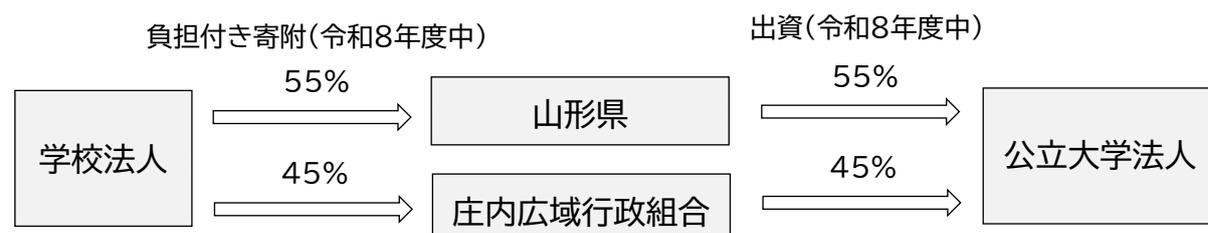
【酒田キャンパス(校舎)以外】



出資時期Ⅱ 令和8年度中に出資する財産

<建物>

【酒田キャンパス(校舎)】



※ 国際学部設置に向けた改修工事のため、令和8年4月1日の出資を留保

2 県と庄内広域行政組合の出資額

県と庄内広域行政組合の出資額

		面積※(㎡)	出資額(円)
県	土地	867.68	10,237,700
	建物	7,173.52	713,214,700
	計	8,041.20	723,452,400
庄内広域 行政組合	土地	64,201.12	795,371,300
	建物	5,869.25	583,539,300
	計	70,070.37	1,378,910,600
合計		77,111.57	2,102,363,000

※ 土地及び建物の面積を県と庄内広域行政組合の出資の割合で按分したもの。

(内訳)

(単位：円)

		評価額	県の出資額	組合の 出資額	備考
土地	酒田キャンパス	627,105,000	0	627,105,000	組合 100
	鶴岡キャンパス	159,890,000	0	159,890,000	組合 100
	教職員住宅	18,614,000	10,237,700	8,376,300	県 55:組合 45
	小計	805,609,000	10,237,700	795,371,300	
建物	酒田キャンパス (校舎)	—	—	—	寄附・出資を 留保
	酒田キャンパス (校舎以外)	25,546,000	14,050,300	11,495,700	県 55:組合 45
	酒田キャンパス 周辺施設	768,969,000	422,932,950	346,036,050	県 55:組合 45
	鶴岡キャンパス	460,264,000	253,145,200	207,118,800	県 55:組合 45
	教職員住宅	31,671,000	17,419,050	14,251,950	県 55:組合 45
	遊佐セミナーハウス	10,304,000	5,667,200	4,636,800	県 55:組合 45
	小計	1,296,754,000	713,214,700	583,539,300	
合計		2,102,363,000	723,452,400	1,378,910,600	

(参考) 土地と建物の不動産鑑定評価結果

(1) 鑑定評価の目的

土地・建物の価額を算定するために、学校法人が不動産鑑定士に委託し、不動産鑑定評価を実施。

(2) 不動産鑑定評価を行った年月日

令和7年3月13日

(3) 鑑定評価結果

鑑定評価額 3,879,222,000円

上記のうち、令和8年4月1日出資する額 2,102,363,000円

(内訳)

(単位：円)

		土地	建物	構築物	計
No.1	酒田キャンパス(酒田)	225,916,000	1,799,295,000	2,504,000	2,027,715,000
	うち出資財産	225,916,000	25,546,000	0	251,462,000
No.2	体育施設(酒田)	165,072,000	465,664,000	0	630,736,000
	うち出資財産	165,072,000	465,664,000	0	630,736,000
No.3	ドミトリー(酒田)	187,485,000	303,305,000	331,000	491,121,000
	うち出資財産	187,485,000	303,305,000	0	490,790,000
No.4	酒田キャンパス北	48,632,000	0	0	48,632,000
	うち出資財産	48,632,000	0	0	48,632,000
No.5	大学院(鶴岡)	159,890,000	460,264,000	0	620,154,000
	うち出資財産	159,890,000	460,264,000	0	620,154,000
No.6	下川宿舎(鶴岡)	18,614,000	31,671,000	0	50,285,000
	うち出資財産	18,614,000	31,671,000	0	50,285,000
No.7	セミナーハウス(遊佐)	275,000	10,304,000	0	10,579,000
	うち出資財産	0	10,304,000	0	10,304,000
合計		805,884,000	3,070,503,000	2,835,000	3,879,222,000
うち出資財産合計		805,609,000	1,296,754,000	0	2,102,363,000

以上

独自奨学制度

学生の修学意欲の向上を目的として、独自の奨学制度を以下のとおり実施する。

1 優秀学生奨学金

(1) 制度概要

① 目的

学業成績が優秀な学生に奨学金を給付し、修学意欲の向上を図る。

② 給付対象

1年生～4年生の学業成績（GPA）上位者 各4人

※ 令和5年度入学者選抜、令和6年度入学者選抜、令和7年度入学者選抜で入学した者（令和8年度2～4年生）のうち、授業料に係る経過措置により、公立化前の独自奨学制度による額が引き続き適用される者を除く。

③ 給付金額

一人当たり 10万円（単年度）

④ 年間所要額

160万円

（@10万円×4人×4学年＝160万円）

(2) 財源

教育研究基金と給付型奨学金基金の運用果実を活用する。

2 海外短期語学留学奨学助成

(1) 制度概要

① 目的

語学力を向上するとともに、海外の文化や社会に直に触れることを通して国際的な視野を広げ、国内外を開拓する人材や、グローバルな視点から地域の課題解決に取り組む人材を育成する。

② 給付対象

公益学部の2～4年生 最大15名

※ 応募者多数の場合は学内審査のうえ選抜

③ 給付要件

ア 英語履修者

- ・ 前学期のGPA2.8以上
- ・ TOEICスコア550点以上

イ 中国語履修者

- ・ 前学期のGPA2.8以上
- ・ 中国語検定試験4級以上

④ 給付金額

留学費用の2分の1または30万円のどちらか低い額

⑤ 年間所要額

450万円 (@30万円×15人=450万円)

(2) 財源

教育研究基金と給付型奨学金基金の運用果実を活用する。

(3) その他

- ・ 中長期留学を行う公益学部生についても、(1)⑤に記載する短期語学留学への年間所要額の範囲内で、④の給付金額を上限として助成対象とする。
- ・ 国際学部生の留学への支援については別途検討する。

以上

機能強化のあり方

○ 基本的な考え方

機能強化の検討の土台とするとともに、公益大の魅力を分かりやすく発信するため、公益大における「公益」とは何かを改めて整理する。

その上で、基本合意書に定める機能強化の3つの視点をベースとし、これまで学校法人が行ってきた機能強化を振り返りながら、ヒアリング調査の結果も踏まえて、教育研究内容の追加や拡充も含めた機能強化のあり方を検討する。

基本合意書（抜粋）

第3条 公立化と併せて行うこととする大学の機能強化については、次の視点を踏まえながら検討し、中期目標及び中期計画に所要の内容を盛り込んだ上で、具体的な取組を進める。

- (1) 地域の企業・自治体等との連携強化による地域課題解決への貢献
- (2) デジタル化をリードする人材の育成
- (3) 国内外を開拓する人材の育成

○ 機能強化の検討スケジュール（予定）

時期等	検討項目等
5月1日（木） 第5回準備委員会	【報告】機能強化のあり方
（5月～6月）	機能強化部会で検討
7月中旬 第6回準備委員会	【報告】機能強化の基本方針（素案）
（7月～8月）	機能強化部会で検討
<u>9月上旬</u> 第7回準備委員会	<u>【決定】機能強化の基本方針（案）</u>
10月下旬 第1回法定協議会	【決定】中期目標（案）
12月 各議会	中期目標（案）の議会への提案、議決

以上

機能強化に関するヒアリング調査結果の概要

ヒアリング調査の概要

- 【目的】 具体的な機能強化策の検討のためのニーズの把握
- 【対象】 県内高等学校、県内産業界（企業、経済団体、金融機関）、大学教育の専門家、私立大学から公立化した大学、公的機関（県、2市3町、産業支援機関、経済官庁出先機関等）
計 51 者
- 【内容】 地域社会が求める人材像、教育研究の内容を含めた人材育成のあり方、東北公益文科大学に期待する役割等
- 【方法】 受託事業者（一般財団法人日本開発構想研究所）が対面・オンラインで実施（一部文書回答あり）

1 調査結果の概要（調査報告書からの抜粋）

調査結果については、「①進学需要・入口関係」、「②社会的需要・出口関係」、「③教育内容・カリキュラム（研究・教員組織・施設設備含む）」、「④地域連携・地域貢献」、「⑤その他（管理運営等）」に区分した上で整理を行った。以下、5つの区分ごとに調査結果の概要を説明する。

① 進学需要・入口関係

地元高等学校関係者によると、高等学校卒業後の進路については大学進学希望者が比較的多く、県内あるいは比較的近い地域の国公立大学を目指す生徒が多い。公立化した公立大学では、公立化後に県外からの志願者が急増しており、周辺の県からの入学者が増えている。高等学校関係者からは、東北公益文科大学の公立化後、県内高校からの入学者を一定数確保することに対する期待は大きい。県外からの志願者が増え入学のハードルが上がることについて懸念している意見も多いが、県外からの入学者が増えることを肯定的に捉える意見も少なく

なかった。企業や行政（公的機関）からも、県外生が増えることは県内生への刺激になったり、庄内の魅力を県外に発信することが期待されるとの意見が多い。

近年の大学入試については、学校推薦型選抜や総合型選抜などいわゆる「年内入試」の割合が高くなっている。生徒や保護者は早く進学先を決めたいとの思いもあり、大学側も早くから学生を確保したいとの意向から、年内入試の割合が全国的にも年々増えている。公立化した公立大学でも、年内入試を通じて地域に関心のある学生の獲得を目指している。多様な選抜方法については異論はなかったが、高等学校関係者からは合格決定後の生徒の学習に対するモチベーションが上がらず、生徒指導に課題があるとの指摘が多かった。専門家からも、多様な入学者選抜は必要で、各大学の教育内容に向いている学生やモチベーションの高い学生を獲得することが大事になるため、年内入試が増えることについては理解を示す一方、基礎学力も重要であり、大学共通テストの受験は必須とすべきといった意見も見られた。

今後は国公立大学でも厳しい時代になり、安定した学生確保が重要となるが、そのためには学びの内容を明確にすることや、どこで何ができる人材を養成するのか、どこに就職できるのか、特徴や魅力は何か、などを発信することが重要との意見が多い。公益学についてわかりにくいとの意見も見られ、公益学の内容についてわかるような広報活動や大学の魅力を伝えることが期待されている。公立化した公立大学からは、公立化すると国公立大学の中で下位に位置付けられることからブランド力を高めなければならないが、大学単体でブランド力を高めることには限界があり、地域を含めて魅力を高め、情報を発信することが重要とのことである。

② 社会的需要・出口関係

資格系の学部学科を目指す生徒は就職への意識が高く、仕事のイメージを明確に持っている生徒が多いが、大半の生徒は大学進学段階

で就職について具体的なイメージを持っていない。学びたい分野や関心のある分野はあるが、就職については大学入学後に考える生徒が多い。

高校生の就職希望地域については、県内あるいは東北各県や新潟県などが多いとの意見が見られるが、賃金水準や待遇面は都市部の企業の方が良く、都市部での就職を希望する生徒も少なくない。企業や行政（公的機関）からは、とにかく人材が不足しているとの認識は共通しており、地元で就職して欲しいとの意向が強い。県内出身者で県内の就職を希望する人は年々減っており、どの産業も担い手が足りない状況となっている。公立化した公立大学では、公立化後は県外出身者の割合が高くなるため、就職先も県外の比率が高くなっている。特に、情報系の人材は東京の企業に就職する者が多い。一度県外に就職した学生が将来は戻ってくるような取組ができないか、模索している大学もある。一方で、在学中の地域での活動や地域の人との交流を通じて愛着が湧き、県外出身者だが卒業後もそこに残り、就職している学生も見られる。企業からは、学生に自社のことを知って欲しいとの意見や、在学中に地元の企業についてもっと知る機会が必要との意見が多く、学生と企業のマッチングがより効果的に進むための取組を大学に期待している企業が多い。

今後の産業について、企業や行政（公的機関）からは、洋上風力発電への期待が大きい。メンテナンス等の関連産業や、宿泊、運輸、建設など周辺産業への波及も想定され、人材の需要も高まると見られている。また、観光業への期待も大きく、庄内では観光業の伸びしろは大きいとの意見は多い。庄内には観光資源が多くあるがその魅力の発信は弱く、庄内の魅力を発信できる人材が必要という意見があり、東北公益文科大学への期待も大きい。また、農業は庄内の基幹産業であり、農業の振興も重要との意見も見られた。農業にはビジネスチャンスがあるが、担い手が不足しているとのことである。

デジタル化への対応は企業も行政（公的機関）も課題を抱えており、どこもデジタル人材が不足している。デジタル人材については、自社のDX化を推進することが出来たり、IT企業とやり取りができるレベルの人材に対する需要が高く、高度なデジタル人材への需要はそれほど高くない。基本的な知識や技能を備え、自社に必要なデジタル化を検討できるデジタル人材が、多くの企業で必要とされている。

庄内では、新規事業の創造や起業の動きは弱く、ビジネスマインドを持った人材の必要性を指摘する意見は多い。企業からは、中小企業では新規事業に着手したくてもその余裕がなく、現実には難しいとの意見が多い。また、庄内では個人事業主や家族経営が多く、後継者不足から廃業を選択するケースが増えており、事業の継承が大きな課題になっている。こうした課題に対応できる人材が必要不可欠である。また、ソーシャルビジネスに関心のある人は増えているが、収益ベースに乗らないことが多く、あきらめてしまうケースが多いことから、ソーシャルビジネスを軌道に乗せられる人材への期待も大きい。

人材不足への対応として、外国人材の需要が高まっている。既に雇用している企業もあり、外国人材は不可欠な存在との意見も多い。一方で、コミュニケーションや文化の問題から、現状では採用するのは難しいと考えている企業もある。山形県内では海外ビジネスを展開する企業は、現状は少ないが、今後は海外に目を向ける必要があるとの指摘は多く、既にそうした動きは出てきている。国際的な視野を持った人材や外国人材の中でも高度な人材に対する需要は、今後高まると見られている。

③ 教育内容・カリキュラム（研究・教員組織・施設設備含む）

機能強化の3つの視点については、ほぼすべての人が賛成との意見であった。また、3つの視点については、いかに具現化するか、実行に移せるか、そこが問題との意見も多い。

地域と連携した教育研究活動の必要性についても、多くの人が指摘している。東北公益文科大学では既に地域と連携した活動を行っている人と認識している人も、もっと充実した活動、地域と密着した取組が展開されることを期待している。地域や企業の実際のデータを活用し、生きた題材として、顕在化している課題を解決する取組や、顕在化していない課題を発見し解決する取組など、地域の様々な関係者を巻き込んだ教育研究が求められている。また、在学中にたくさんの人と接する経験が必要であり、県外や海外など異文化に触れる経験が必要との意見も多く見られた。一方で、専門家からは、地域と連携した教育を充実させるには教員の負担を考慮する必要があり、教員の代わりに地域と大学の間に入って仕事ができる人材（専門職）の配置が重要になるとしている。

起業家教育、アントレプレナーシップを涵養する教育が必要との意見も多い。教育により起業家を育成するのは難しいと考える人は多く、起業家を輩出することまでは求められていないが、起業家精神を理解すること、新規事業創造について学ぶことは重要と認識されている。実際に起業を目指す学生がいれば大学が支援することや、起業や新規事業を始めたいと考えている社会人を対象にした教育プログラムを大学が提供することも期待されている。また、ソーシャルビジネスについて教育研究の必要性を指摘する人も多く、ソーシャルビジネスに関心のある学生や社会人への教育プログラムの提供も期待されている。

学生と企業 mismatches を防いだり、県内企業について詳しく知る機会として、インターンシップが有効であるとの意見が多い。学生が県内企業について詳しく知る機会は重要であり、学生のモチベーションにもつながる可能性がある。しかし、中小企業の多くは、インターンシップの学生に時間と労力を掛けて指導するだけの余裕がなく、簡単な業務に触らせる程度で終わってしまうことも多い。相互によく理

解できるほどの取組は難しく、大学側に何らかの工夫や支援を求めている中小企業もある。

大学院について、専門家の中には、公立大学の大学院は需要があれば良いが、需要がどれほど見込まれるのか、学部教育重視でも良いのではないかと、との意見があった。公立大学の大学院は主として社会人を対象にすべきであり、大学院ではなく履修証明プログラムなどの教育プログラムでも良いかもしれないとのことであった。社会人はなかなか大学院に入学しないとの意見もあり、大学院については需要を見定める必要があると考えられる。

④ 地域連携・地域貢献

再教育・リカレント教育やリスクリングについては、その必要性は認識しているがなかなか取り組むことまではできていない、との回答が多い。特に、中小企業ではそこまでの余裕がなく、人材教育はOJTが中心となっている。再教育・リカレント教育やリスクリングの需要はあるが、人や企業によって求める内容は違う。ニーズをしっかりと掴むことが大事であり、大学がそうしたニーズを踏まえてリスクリング等の取組を行って欲しいとの意見は多い。また、IT関係、DX関係については、40代後半以降の社員にその知識や技能が不足しており、その層に教育ができれば、企業のDX化は推進するのではないかと指摘もある。大学を中心に産官学金連携の中で地域全体の底上げを図る取組が望まれている。

地元高等学校関係者からは、地域に公立大学があることは大きく、小中高等学校の生徒に刺激となる取組を期待する声もあった。

企業からは、東北公益文科大学の教育研究内容がわからない、どこに相談すれば良いかわからない、などの意見も見られる。山形市内など内陸の企業からは、東北公益文科大学の情報は届いてこないとの声もある。地域連携・地域貢献の前提として、東北公益文科大学の教

育内容、研究成果などを地域に積極的に発信する必要があると考えられる。

専門家も公立化した公立大学も、公立大学は地域へ貢献することが使命であり、地域にいかに関与しているかを常に意識する必要があると指摘している。大学は地域に価値を生む存在として、研究成果を地域に還元することも重要と言えよう。

⑤ その他（管理運営等）

大学運営について、公立化により経営は安定するが、私立大学としての柔軟性やスピード感を残した運営を期待する意見があった。また、県内に複数の公立大学があるが法人は一つで良いのではないかと、庄内地域にある山形大学農学部や慶應義塾大学先端生命科学研究所との連携や交流があっても良いのではないかと、鶴岡工業高等専門学校（鶴岡高専）にも情報系のプログラムがあり鶴岡高専と東北公益文科大学の連携や交流があっても良いのではないかと、産業技術短期大学校庄内校との連携や交流があっても良いのではないかと、などの意見があった。

公立化した公立大学からは、設立団体との連携や情報共有は大事であること、会計システムが変更になるためその対応が必要になること、お金の使い方に制約が出てくるため自由度が下がること、公立化により経営は安定するが私立大学時代の厳しさを持ち続けることは大事であること、などの指摘があった。

2 調査結果を踏まえた機能強化の方向性（受託事業者による案）

（1）地域と連携し地域課題の解決に取り組む教育の充実とプロジェクト（ケーススタディ）のデータベース化・A I の活用

- ・ 1次データを活用した生きた教材によるプロジェクトの実施
- ・ 内容、期間、エリア（2市3町全域）の拡充（レンタル自転車、LUUPの活用）
- ・ 地域課題の収集・データベース化
- ・ 課題解決プロジェクトの一連の取組を記録化・データベース化
- ・ A I を積極的に活用

（2）地域の魅力を発掘・発信・体系化・ブランド力向上を見据えた「庄内学」「山形学」の科目設定と研究所の開設

- ・ 一般の人も客員研究員化（中高教員、自治体職員、NPO職員等）

（3）高校の探究学習の支援と総合型選抜との接続

（参考）東京都市大学「探究の学習の活用と総合型選抜」

（4）高校以下の教育機関との連携・交流

- ・ 小中高校生を対象とした学生主体の活動

（5）地元を離れた教育・異文化を体験する教育

- ・ 一定期間遠く離れた地域（国内外）で生活
- ・ V R を活用した疑似体験

（6）企業をよく知るためのキャリア教育の充実と社会人メンターの活用

（参考）昭和女子大学「社会人メンター」

（7）自治体の政策策定・実施・評価のプロセスへの参画

- ・ 自治体業務に学生が参画・体験
- ・ 学生が議員と議論（意見交換）

- (8) 庄内地域の他の教育機関との連携・交流
- (9) 鶴岡工業高等専門学校（情報系コース）と産業技術短期大学校（情報系学科、ビジネス系学科）からの編入学の受入れ
- (10) 大学と地域を繋ぐ専門職員の配置
- (11) 庄内地域2市3町の大小さまざまなイベントの情報の一元管理と学生の参画促進
- ・ 自治会レベルの活動（祭礼、清掃活動、避難訓練、防犯活動等）への学生の参画
- (12) ソーシャルマネジメント・ゼブラ企業に特化した教育プログラム（学部 or 大学院 or 履修証明プログラム等）の実施
- ・ プログラム修了後も大学や関係機関による伴走支援
 - ・ 高校生にも講座を開放
- (13) 地域の需要に応じたりカレント教育・リスキリングの拠点化
- ・ 企業等の課題把握
 - ・ プログラムの作成・実施、相談・助言
 - ・ 実施後の教育効果の検証（追跡調査）
 - ・ 事例収集
- (14) 後継者養成（事業承継）実践プログラム（学部 or 大学院 or 履修証明プログラム等）の実施
- ・ 後継者のいない企業を本気で引き継ぐことを目標に全国から募集
- (15) 基幹教員制度を活用した実務家教員の積極的登用
- (16) 地域の産業振興（風力発電（再生可能エネルギー）・観光・農業）につながる副専攻（学部）・共同研究の推進

(17) 外国人材の活用に係る研究の推進と企業への助言を行う研究所の
設置

(18)アントレプレナーシップ教育の充実・強化

- ・ APに「粘り強い人」を明記する
- ・ プログラム修了後も大学や関係機関による伴走支援
- ・ 高校生にも講座を開放

(19) 企業OBや金融機関と連携したインターンシップの事前事後指導
の充実による企業理解の促進

- ・ インターンシップ先の企業に係る予習・復習に当該企業OBや
金融機関OBを活用

(20) 環境・GXに関する科目の設定・コースの設定

以上

